

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

2018年7月2日のパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

番号	不適合内容	グレード
1	<p>【電源停止操作の誤操作による高温焼却炉設備建屋滞留水の水位計の欠測について】 高温焼却炉設備建屋の滞留水水位に関する警報の発生および同建屋水位計の欠測を確認。現場状況を確認したところ、第二セシウム吸着装置(SARRY)用変圧器盤の電源切替え作業に伴う電源停止操作の際、操作箇所を間違っていたことが判明。 当該設備電源を復旧し、同建屋水位計及び警報を復帰。水位計欠測前後の同建屋水位に変動なし。</p>	G II
2	<p>【乾式キャスク仮保管設備におけるエリア放射線モニタ高警報の発生について】 乾式キャスク仮保管設備において、エリア放射線モニタ3台のうちの1台に高警報が発生し、約1分後に自然復帰した。 なお、乾式キャスク本体を監視する圧力計と温度計には異常を示す警報の発生はなく、放射線量も常時と同等であった。 当該モニタのデータ確認の結果、機器故障であると判断し、同日、正常品と交換を実施した。</p>	G II
3	<p>【弁操作の取り外し可能なハンドルが取り付けたままの状態について】 1号機タービン建屋1階のタービン建屋ルーフトレン浄化設備の弁1個の取り外し可能な操作ハンドルが取り付けられたままの状態にあるとの連絡を原子力保安検査官より受け、当該弁ハンドルの回収保管を実施。 併せて、1～3号機の同様設備の弁について確認した結果、当該弁を含め、1号機で5個、2号機で1個、3号機で1個の取り外し可能なハンドルを確認し、ハンドルの回収保管を実施。 なお、弁ハンドルの管理不備に関する原子力規制庁指示文書(H29.12.27)を受け、取外し可能なハンドルは、取外し回収保管もしくは固縛処置を実施中。</p>	G II
4	<p>【サブドレン浄化設備建屋における二酸化炭素濃度高警報の発生について】 サブドレン浄化設備建屋で浄化設備(A)吸着塔交換作業中に建屋内二酸化炭素濃度高警報が発生したため、作業を中断した。 その後、二酸化炭素濃度計の指示値の復帰、酸素濃度計での酸素濃度の確認、および現場設備の異常なし等、安全確認を実施後、作業を再開。 今後、対応を検討。</p>	G III